

暴走族根絶運動

～ 暴走は しない させない 見に行かない ～

1 目的

「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」(平成10年宮城県条例第48号)に基づき、県民、事業者、自動車の運転者や自治体が一体となり、暴走族の反社会性、迷惑性、危険性を広く訴え、県民総ぐるみで暴走族を根絶する。

2 運動の重点

- (1) 暴走族の根絶
- (2) 暴走族への加入阻止



3 実施事項

運転者では

- (1) 暴走族を見かけたときは、速やかに110番等により警察に通報しましょう。
- (2) 暴走行為、爆音走行の反社会性、迷惑性を自覚し、暴走行為は絶対行わず、また、暴走族と行動を共にするのはやめましょう。
- (3) 二輪車、四輪車の消音器、ハンドル等の不法改造は絶対にやめましょう。

家庭では

- (1) 暴走族の反社会性、暴走行為、爆音走行の迷惑性及び危険性、交通事故の悲惨さ、その責任の重大性について話し合ひましょう。
- (2) こども等の友人関係に気を配り、暴走族に加入しないように注意を払いましょう。
- (3) 二輪車、四輪車の不法改造を見かけたら、家族で注意し改善させましょう。

学校等では

- (1) 中学校、高校等では、所轄警察署等と連携し、年1回以上の暴走族加入阻止教室(P T Aの参加を含む。)を開催するとともに、暴走族に関する意識調査を実施しましょう。
- (2) 中学校、高校等では、各種教材を活用して、暴走族の反社会性、迷惑性の理解を深め、生徒が暴走族に加入しないよう教育しましょう。

地域・職域では

- (1) 自治体で推進する暴走族根絶運動に積極的に参加するなど、地域や職域で「暴走はしない、させない、見に行かない」の「暴走族根絶3ない運動」を推進しましょう。
- (2) 暴走族の集まりやすい場所の管理を徹底し、集合しにくい環境づくりに努めましょう。
- (3) 暴走族を見かけたときは、速やかに110番等により警察に通報しましょう。

事業者等は

- (1) 自動車部品等の販売業者は、変形ハンドル、ミュージックホーン等暴走行為を助長するおそれのある自動車の部品販売はやめましょう。
- (2) ガソリン販売業者は、消音器を改造した自動車、車高の低い自動車等、整備不良車両へのガソリンの販売はやめましょう。
- (3) 衣服等の刺しゅう請負業者は、暴走族又は暴走行為に関する刺しゅうを請け負わないようにしましょう。
- (4) 駐車場、空き地等の管理者は、夜間の出入口の門扉や車止めを設置するなど、暴走族が集まらないような措置を講じましょう。

自治体、関係機関・団体では

- (1) 県は、「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」に基づき、暴走族根絶のための各種施策を推進しましょう。
- (2) 各自治体は、「宮城県暴走族根絶の促進に関する条例」に基づいて、地域の実情に応じた施策を推進しましょう。
- (3) テレビ、ラジオ、新聞、機関紙(誌)等の各種広報媒体を活用し、「暴走族根絶の促進」の周知徹底を図りましょう。
- (4) 警察は、暴走族及び暴走行為を助長する行為等の取締りや暴走族に加入している少年の補導を徹底して暴走族の解体に努めるとともに、暴走族からの離脱、暴走族構成員の立ち直りへの支援を図りましょう。